

新島学園短期大学後援会規約

第1条 この会は、新島学園短期大学後援会と称し、本会に賛同する法人または個人をもって組織する。

第2条 この会は、新島学園短期大学を後援し、その使命達成に協力するために次の事業を行う。

- (1) 新島学園短期大学の学生誘致に対して協力後援する。
- (2) 新島学園短期大学の学生進路に対して協力後援する。
- (3) 新島学園短期大学の環境整備に対して協力後援する。
- (4) 本会を生涯学習の場たらしめて、会員相互の質的向上に寄与し、本学の教育振興に対して協力後援する。

第3条 後援会事業を達成するため、会員より会費を徴収する。会費は 1 口5,000円とし、複数口も受け付ける。

第4条 本会には、会員の中から会長1名、副会長5名ならびに理事若干名、監事1名以上をおく。
2 役員任期は2年とするも再任を妨げない。

第5条 本会に顧問をおくことができる。

第6条 本会の目的を達成するために、会長は年1回定期総会を招集し、また、必要な場合は随時臨時総会を開催することができる。

第7条 本会の事務所は、新島学園短期大学内におく。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則 この規約は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則 この改正は、平成7年6月19日より施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この改正は、平成17年6月15日より施行する。

附 則 この改正は、平成19年6月22日より施行する。(第3条関係)

附 則 この改正は、平成25年6月28日より施行する。(第3条関係)

附 則 この改正は、平成28年5月31日より施行する。(第3条関係)